調 査 の あ ら ま し と 利 用 上 の 注 意

1　調査の目的

商業統計調査は、我が国の卸売･小売事業所を対象として調査し，商業の実態を明らかにすることを目的としている。

2　調査の根拠

商業統計調査は，統計法(昭和22年法律第18号)に基づく｢指定統計調査｣(指定統計第23号)であり，商業統計調査規則(昭和27年通商産業省令第60号)によって実施されている。

3　調査の期日

平成19年商業統計調査は，平成19年６月１日現在で実施

なお，商業統計調査は，平成９年以降の調査から５年ごとに実施され，その中間年(調査の２年後)に簡易な調査を実施することとしている。

4　調査の範囲

商業統計調査の範囲は，日本標準産業分類｢大分類Ｊ－卸売･小売業｣に属する事業所を対象としている。

調査は，公営，民営の事業所を対象としている。例えば，会社，官公庁，学校，工場などの構内にある別経営の事業所(売店等)，また，店舗を有しないで商品を販売する訪問販売，通信･カタログ販売などの事業所も調査の対象とする。

また，料金を支払って出入りする有料施設(公園，遊園地，テーマパーク，駅改札内※，有料道路内※)の中にある別経営の事業所についても調査の対象とした。ただし，前述以外の有料施設内(劇場内，運動競技場内など)の事業所は，原則，調査の対象としていない。

なお，調査期日に休業もしくは清算中，季節営業であっても専従の従業者がいる事業所は対象とする。

※については，平成19年調査より調査を開始した。

5　調査の方法

調査方法は以下の(１)，(２)による。

(１)　申告者(事業所)が自ら調査員によって配布された調査票に記入(自計方式)し，調査員が回収する方法による調査員調査方式。

(２)　商業事業所の本社･本店等が傘下の商業事業所の調査票を事業所ごとに作成し，一括して経済産業省又は都道府県へ直接提出する本社等一括調査方式。

6　調査の項目

調査票の調査項目は法人組織の事業所については次の(１)～(18)の全ての項目，個人事業所については(16)～(18)を除く項目とする。

なお，調査項目のうち(10)～(15)は，小売業のみの調査項目である。

（1）事業所の名称及び電話番号
（2）事業所の所在地
（3）経営組織及び資本金額又は出資金額
（4）本店・支店の別及び本店の所在地・電話番号
（5）事業所の開設時期
（6）従業者数等
（7）年間商品販売額等
（8）年間商品販売額の販売方法別割合
（9）商品手持額
(10)年間商品販売額のうち小売販売額の商品販売形態別割合
(11)セルフサービス方式採用の有無
(12)売場面積
(13)営業時間等
(14)来客用駐車場の有無及び収容台数
(15)チェーン組織への加盟有無
(16)年間商品仕入額の仕入先別割合
(17)年間商品販売額のうち卸売販売額の販売先別割合
(18)企業の事業所数等

7　主な用語の説明

（1）事業所（商業事業所）

原則として一定の場所（一区画）を占めて「有体的商品を購入して販売する事業所」であって，一般的に卸売業，小売業といわれる事業所をいう。

（2）卸売業

主として次の業務を行う事業所をいう。

① 小売業者又は他の卸売業者に商品を販売する事業所

② 産業用使用者（建設業，製造業，運輸業，飲食店，宿泊業，病院，学校，官公庁等）に業務用として商品を大量または多額に販売する事業所

③ 主として業務用に使用される商品（事務用機械及び家具，病院・美容院・レストラン・ホテルなどの設備，産業用機械（農業用器具を除く），建設材料（木材，セメント，板ガラス，かわら等）など）を販売する事業所

④ 製造業の会社が別の場所に経営している自社製品の卸売事業所（主として統括的・管理的事務を行っている事業所を除く）

例えば，家電メーカーの支店，営業所が自社製品を問屋などに販売している場合，その支店，営業所は卸売事業所となる。

⑤ 商品を卸売し，かつ同種商品の修理を行う事業所

なお，修理料収入の方が多くても同種商品を販売している場合は修理業でなく卸売業とする。

① 主として手数料を得て他の事業所のために商品の売買の代理または仲立を行う事業所（代理商，仲立業）。代理商，仲立業には，一般的に買継商，仲買人，農産物集荷業と呼ばれている事業所が含まれる。

（3）小売業

主として次の業務を行う事業所をいう。

①　個人（個人経営の農林漁家への販売を含む）又は家庭用消費者のために商品を販売する事業所

②　産業用使用者に少量又は少額に商品を販売する事業所

③　商品を販売し，かつ同種商品の修理を行う事業所

なお，修理料収入額の方が多くても，同種商品を販売している場合は，修理業とせず小売業とする。ただし，修理のみを専業としている事業所は，修理業（サービス業（他に分類されないもの））とし，修理のために部品などを取り替えても，商品の販売とはしない。

④　製造小売事業所（自店で製造した商品をその場所で個人又は家庭用消費者に販売する事業所）

例えば，菓子店，パン屋，弁当屋，豆腐屋，調剤薬局など。

⑤　ガソリンスタンド

⑥　主として無店舗販売を行う事業所（販売する場所そのものは無店舗であっても，商品の販売活動を行うための拠点となる事務所などがある訪問販売又は通信・カタログ販売の事業所）で，主として個人又は家庭用消費者に販売する事業所

⑦　別経営の事業所

官公庁，会社，工場，団体，劇場，遊園地などの中にある売店で他の事業所によって経営されている場合はそれぞれ独立した事業所として小売業に分類する。

（4）従業者及び就業者

平成19年６月１日現在で，当該事業所の業務に従事している従業者，就業者をいう。

従業者とは「個人業主及び無給家族従業者」，「有給役員」，「常用雇用者」の計をいい，就業者とは従業者に「臨時雇用者」及び「他からの派遣従業者」を併せ「従業者・臨時雇用者のうち他への派遣従業者」を除いたものをいう。

①　「個人業主及び無給家族従業者」とは，「個人業主」は個人経営の事業主でその事業所の実際の業務に従事している者，「無給家族従業者」は個人業主の家族で賃金・給与を受けず，ふだん事業所の仕事を手伝っている者をいう。

②　「有給役員」とは，法人，団体の役員（常勤，非常勤を問わない）で給与を受けている者をいう。

③　「常用雇用者」とは，「正社員・正職員」，「パート・アルバイト等」と呼ばれている者で次のいずれかに該当する者をいう。

ア　期間を定めずに雇用されている者

イ　１か月を超える期間を定めて雇用されている者

ウ　平成19年の４月，５月のそれぞれの月に18日以上雇用された者

④　「臨時雇用者」とは，常用雇用者以外の雇用者で１か月以内の期間を定めて雇用されている者や日々雇用されている者をいう。

⑤　「他からの派遣従業者」とは，別経営の事業所から派遣されている者又は下請けとして別経営の事業所から来て業務に従事している者をいう。

⑥　「従業者・臨時雇用者のうち他への派遣従業者」とは，従業者及び臨時雇用者のうち，別経営の事業所へ派遣している者又は下請として別経営の事業所の業務に従事している者をいう。

（5）年間商品販売額

平成18年４月１日から平成19年３月31日までの１年間のその事業所における有体商品の販売額をいい，消費税額を含む。したがって，土地・建物などの不動産及び株券，商品券，プリペイドカード，宝くじ，切手などの有価証券の販売額は含めない。

（６）その他の収入額

平成18年４月１日から平成19年３月31日までの１年間の商品販売に関する修理料及び仲立手数料，製造業出荷額，飲食部門収入額，サービス業収入額などの商業活動（商品販売額）以外の事業による収入額を合計したもので，消費税額を含む

（７）商品手持額

平成19年３月末現在，販売目的で保有しているすべての手持商品額（仕入時の原価による）

（８）セルフサービス方式（小売業のみ）

セルフサービス方式とは，①客が値札等により各商品の値段が判るような表示方式をとっていること，②店に備え付けられている買物カゴ，ショッピングカート，トレーなどにより，客が自由に商品を選び取れるようなシステムをとっていること，③売場の出口などに設置されている精算所（レジ）において，客が一括して代金の支払いを行うシステムになっていること，の三つの条件を兼ねている場合をいう。

商業統計調査でいう「セルフサービス方式採用」の事業所とは上記条件による販売を売場面積の50％以上で行っている事業所をいう。セルフサービス方式に該当する事業所の例として，総合スーパー，専門スーパー，ホームセンター，ドラッグストア，コンビニエンスストア，ワンプライスショップ，大型カー用品店など。

（９）売場面積（小売業のみ）

平成19年６月１日現在で，事業所が商品を販売するために実際に使用している売場の延床面積（食堂･喫茶，屋外展示場，配送所，階段，連絡通路，エレベーター，エスカレーター，休憩室，洗面所，事務室，倉庫等，また他に貸している店舗（テナント）分は除く）をいう。

ただし，牛乳小売業，自動車（新車･中古）小売業，建具小売業，畳小売業，ガソリンスタンド，新聞小売業の事業所については売場面積の調査を行っていない。

なお，表章項目中「売場面積１㎡当たりの年間販売額」は，売場面積を持つ事業所についてのみ算出した。

８　表中の記号

「―」は該当事実がないもの，または調査していないもの，「△」は減少したもの，「0」及び「0.0」は単位未満を表す。「χ」は，その数字の該当事業所数が１又は２であるため，個々の申告者の秘密がもれるおそれがあり，秘匿した箇所であるが，事業所数が３以上に関する数値であっても，前後の関係から秘匿の数値が判明する箇所も同様に秘匿している。

９　平成11年商業統計調査について

平成11年商業統計調査は，全国全ての事業所･企業を対象とした総務省所管の「事業所･企業統計調査」との同時調査（調査票は両調査共通の簡易な様式）で実施し，既設の対象事業所の捕捉を行った。平成11年調査は簡易調査であり，産業を格付けるための商品分類を，5桁分類から3桁分類へと大括りにしている。そのため，時系列を考慮し，平成９年結果を平成11年分類で組み替えて「増減率」（11年/９年）を算出している。

10　その他

この統計表は単位未満を四捨五入したため，総数と内訳の合計が一致しない場合がある。